

平成25年 4月23日
(2013年)

業者各位

建設総務課長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても、次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

なお、対象工事の落札者に対しては、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行います。

また、本特例措置により請負代金額を変更された場合は、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

1 措置の内容

「平成25年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、工事請負契約書第53条の定めに基づき、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。